桜ヶ丘地区実証実験について

【運行概要】

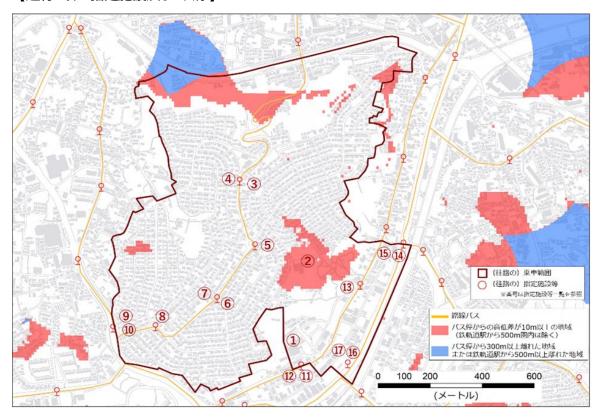
運行期間	令和2年7月1日~令和3年2月末	運行エリア	桜ヶ丘 1~4 丁目、関戸 6 丁目
運行方法	エリア内自由経路	運行曜日	月·水·金·日曜日
	自宅・指定施設・バス停間を移動		実験開始後 11/1 から曜日を変更
	但∪バス停⇔バス停、自宅⇔自宅は不可		
回数券	2000 円 9 枚で販売を行う	運行時間	9 時~18 時
使用車両	乗車定員11人未満のワンボックス車両	運賃	300 円均一運賃
	を予定		現金支払いの場合、運転経歴証明
	和田地区の実証実験と同一車両を使用		書・障害者手帳提示で 100 円引き
			小中学生は 100 円、未就学児無料

【デマンド型交通利用の流れ】 利用者 運行事業者 ① 利用者登録の申請 ②利用登録書を自宅に送付 ・配車予約をする前に電話、FAX、郵送 利用者に登録番号を割り振り、利用登録書 いずれかで利用者登録の申請を行う を発行し自宅に送付する 氏名、年齢、住所、連絡先等を申告 ・住居場所の制限は無い ③配車予約 ④予約受付 ・原則電話で配車予約を行う ・その場で予約確定を行い、利用 ・日、月曜日の9時~18時に 希望者へ確定した旨を伝える 登録番号、氏名、利用時間、乗降場所、人数を ・受付簿に予約情報を記載する 電話で伝え予約を行う 6配車 ⑤乗車 ・登録番号と予約情報の照合を行った ・予約した日時場所で乗車 後、運賃の収受を行う ・登録番号を申告し運賃を先払いする

【利用·運用Q&A】

- ◆「キャンセルがしたい」⇒ I利用 2 時間前までに要連絡。また、利用者が予約時間・場所で 5 分経っても来ない場合キャンセル扱いとなる。
- ◆「市内で車両を見つけた、その場で乗りたい」⇒ 『予約が無い時間は市役所、ゆう桜ヶ丘で車両が待機している。乗務員がその場で予約を管理する者に連絡を取り、乗車可否の判断を行う。
- ◆「利用者登録がしたい」⇒『電話か、専用の用紙に必要事項を記載し郵送又は FAX の送信が必要。また、実証 実験時は専用ダイヤルを開設する。
- ◆「利用者登録をしていない人とタクシーを利用したい」⇒ I同乗者に 1 人でも登録者がいれば受け付ける。利用登録書の貸し借りは認めない。

【運行エリア・指定施設及びバス停】



1	多摩市役所	10	東寺方三丁目
			(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅行)
2	ゆう桜ヶ丘	11	多摩市役所
			(バス停・多摩センター駅行)
3	浄水場前(バス停・永山駅行)	12	多摩市役所
			(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅行)
4	浄水場前(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅)	13	坂下(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅行)
5	桜ヶ丘四丁目(バス停・永山駅行)	14	車橋(バス停・京王多摩車庫前ほか行)
6	桜ヶ丘三丁目(バス停・永山駅行)	15	車橋(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅行)
7	桜ヶ丘三丁目	16	諏訪下橋
′	(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅行)		(バス停・京王多摩車庫前ほか行)
8	桜ヶ丘二丁目(バス停)	17	諏訪下橋
			(バス停・聖蹟桜ヶ丘駅行)
9	東寺方三丁目		
9	(バス停・永山駅行)		